本契約成立の証として本契約書２通を作成し、甲乙において各１通を保管する。

20　　年　　月　　日
※記入日を必ずご記入ください

甲 ： 〒105－0001　東京都港区虎ノ門１丁目21番19号
株式会社 ステムセル研究所
代表取締役社長　 清 水 崇 文
フリーダイヤル: 0120-346-257　FAX: 03-6811-3240　E-MAIL:stemcell@stemcell.co.jp

乙 ：

住　所	〒　　－							
フリガナ 契約者氏名 携帯電話番号も 必ずご記入ください								
	（代表者） ※ご本人様の自署に限ります。					（配偶者）		
	携帯電話					携帯電話		
出産者名								
出産者の生年月日	西暦　　年　　月　　日							
電話番号	ご自宅		里帰り先 （ご実家）	（　　様方）				
Email アドレス	請求書の発行や契約に関する重要なご連絡をさせていただきますので、Email アドレスを必ずご記入ください。 @							
	□　ステムセル研究所より、さい帯血情報等のご案内メールを受信することを希望しません（なお、左記のボックスにチェックがない場合は、ステムセル研究所からのさい帯血情報等のご案内メールを受信することに同意したものとみなします）。							
優先プラン選択	□さい帯血　　□さい帯　　どちらかに☑をしてください。							
ご希望保管年数	右の年数から、さい帯血/さい帯同一の保管年数をご選択（○）ください　　5 年　・　10 年　・　20 年							
お支払方法 1 つをご選択（○）ください。 ご出産後、請求書を 発行いたします。	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	一括銀行振込	クレジットカード	12 回分割	24 回分割	36 回分割	48 回分割	60 回分割	120 回分割
	※口座振替 手続きは不要です		口座振替（自動引落）		※口座振替 手続きが必要です		※5 年保管の場合、120 回分割はご選択いただけません	
本契約における個人情報の提供につき、第 17 条の内容に同意の上、署名します。								

☙ 料金表 ❧

※以前当社に保管をされたことのあるかたは、30,000 円(税込)割引適用となります。
※お支払い方法で1回払いを選択されたかたは、一括払い割引が適用となります。ONE ホーププランは 15,000 円(税込)割引です。
※分割払い(口座振替)を選択した場合、分割手数料は弊社にて負担いたします。

ONE ホーププラン：さい帯血とさい帯の両方を採取し、選択されたどちらか一方を保管するプラン　（税込）

保管年数	処理費用	検査関連費用	初期登録費用	保管費用	委託費用（合計）
5 年	236,600 円	33,000 円	22,000 円	33,000 円	計 324,600 円
10 年				66,000 円	計 357,600 円
20 年				132,000 円	計 423,600 円

出産時に、さい帯血とさい帯の両方を採取し、ご契約時の選択に従ってさい帯血またはさい帯の保管を行い、もう一方は破棄となります。
ご出産日から１ヶ月経過した際、保管対象でない一方は破棄となり、以後プランの変更は出来ません。
希望されたさい帯血またはさい帯が保管できなかった場合には、もう一方の保管または破棄を選択していただきます。保管を選択された場合は、ONE ホーププランの料金が適用となり、破棄を選択された場合、費用の発生はありません。
※ご出産後に ONE ホーププランから W ホーププランへ変更をご希望の場合は、事務手数料として、処理費用等が 50,000 円(税込)追加となります。

SC-75-202508
(2025 年 8 月 20 日改訂)

さい帯血分離保管委託契約書

〈 ONE ホーププラン 〉

株式会社　ステムセル研究所

さい帯血分離保管委託契約

株式会社ステムセル研究所（以下、「甲」という）と

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という）とは、乙または乙の配偶者の出産（以下、出産後の子を「丙」といい、多胎妊娠による出産の場合には、複数名の子のうち特定の1名を指して「丙」という）を条件として、甲と丙の法定代理人親権者の代表としての乙（以下、「丙親権者」という）との間で、以下のとおり合意し、さい帯血分離保管委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（本契約の目的、さい帯血の所有権およびさい帯血の取扱い）

1. 本契約は、丙のさい帯血（以下に定義する）に含まれるステムセル（以下に定義する）を、将来丙が罹患する可能性のある各種疾患の治療に利用しうるようにするため、必要な技術・設備を有する甲において分離・保管することを目的とする。
2. 甲と乙は、さい帯血またはステムセルの所有権が丙に帰属することを確認する。乙が甲に対してさい帯血またはステムセルの保管・移動・処分・引渡し・その他契約関連事項等に関する指示を行う場合、乙またはこの配偶者は丙親権者としてこれを行うものとし、甲はその指示に従うものとする。
3. 本契約に基づくさい帯血の採取ならびにステムセルの分離、保管および引渡等は、乙の意思を尊重し、本契約の条項に従い行われるものとする。

第2条　（定義）

1. 本契約において「さい帯血」とは、丙の出生の際に採取された胎盤およびさい帯に含まれる血液をいう。
2. 本契約において「母体血」とは、丙の出生の直前または直後に採取される丙の母親の血液をいう。
3. 本契約において「ステムセル」とは、さい帯血より分離した幹細胞を含む細胞分画をいう。
4. 本契約において「採取者」とは、乙またはこの配偶者の出産に係わる医師または医師のいない施設（助産所等）における助産師をいう。
5. 本契約において「治療担当医師」とは、丙所有のステムセルを用いた治療を担当する医師をいう。

第3条　（さい帯血および母体血の採取ならびに運搬）

1. さい帯血および母体血の採取は、採取者または採取者の指示の下に補佐する医療従事者が行う。
2. 甲は、乙に対し、採取者の了解の下、さい帯血および母体血の採取やステムセルの分離・保管について説明し、甲が別途用意した、依頼書による乙の事前の同意をえなければならない。
3. 乙は、出産後速やかに、乙または乙の配偶者が出産した病院、診療所もしくは助産所または乙の親族（以下、「乙の親族等」という）から、出産した旨を甲に連絡する。甲は、さい帯血および母体血が、採取後直ちに、安全かつ迅速な方法で、細胞処理センターに運搬されるように手配する。

第4条　（ステムセルの分離）

1. 甲は、細胞処理センターにおいて、さい帯血より、その時点で有効かつ安全と判断される条件下で、速やかにステムセルを分離する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、厚生労働省および学会等から公表されるガイドライン（案を含む）が存在する場合、少なくともそれに準拠する条件をいう。分離作業は出産から原則として48時間以内に開始する。

第5条　（ステムセルの長期保管）

1. 甲は、前条第1項に基づいて分離されたステムセルを、その時点において有効かつ安全と判断される条件下で冷凍し、細胞保管センターにて超低温下で長期保管する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、前条第2項所定の条件をいう。
3. 甲は、乙に対して、さい帯血中のステムセルが甲の定めた規定値以上の量を有し、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断された場合、「さい帯血採取・分離・保管報告書」をもって乙に報告する。
4. 甲は、前条第1項に基づいて分離されたステムセルについて、甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと判断した場合（一般細菌検査の結果、細菌が残存していた場合を含む）でも、乙が保管を希望する場合に限り保管することとし、この場合本契約を適用する。
5. 甲は、前条第１項に基づいて分離されたステムセルについて、甲の定めた規定値未満の量であっても、乙が保管を希望する場合は保管することができ、この場合本契約を適用する。

第6条　（本契約に係る委託料）

1. 乙は、甲に対し、新生児1人につき、本契約に掲げるさい帯血採取に係る費用、ステムセルの分離等に係る費用、その他の契約締結と履行に必要な経費を含む諸経費（さい帯血の運搬費を含む。以下、「処理費用」という）ならびに母体血およびさい帯血の検査に係る費用（以下、「検査関連費用」という）、保管に係る登録手数料を含む初期費用（以下、「初期登録費用」という）および保管年数に応じた保管費用（以下、「保管費用」という）の合計金額（以下、処理費用、検査関連費用、初期登録費用、保管費用を併せて「委託費用」という）を支払うものとする。なお、委託費用の支払方法については本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から、乙が選択して第18条第12項に基づき、本契約所定欄に記入するものとする。
2. 乙は、甲に対して、前項により支払うべき金額を、前条第3項記載の「さい帯血採取・分離・保管報告書」と同時に送付する「請求書」記載の期限までに、前項で定めた支払方法により支払う。

第7条　（契約期間および契約更新）

1. 本契約は、丙の出生の日より効力を生じ、その期間は本契約書「ご希望保管年数」記載の各年数の中から、乙が選択して本契約所定欄に記入した期間とする。本契約は、本契約に定める解除事由及び終了事由を除いて終了せず、中途解約することはできない。
2. 乙は、甲から契約の更新に係る通知があった日から契約期間満了の前日までに、電磁的方法または書面により本契約の更新を請求することができる。甲は、契約期間満了1ヶ月前までに当該時点で甲に登録されている乙の通知先宛に、契約期間満了日、契約を更新しうる旨、および更新後の更新契約料の金額ならびに支払期限等について記載した書面を送付する。
3. 前項所定の通知先は、当初下記の乙の住所とする。乙は、通知先の変更を希望する場合には、甲に対し変更後の通知先を届け出る。甲は、通知先の変更の届出のあった場合には、新たな乙の通知先を登録するものとする。当該通知先（変更の届出があった場合は変更後の通知先）に所定の各書面を発送すれば、その不到達の責めを負わないものとする。
4. 更新後の契約については、改めて、甲が別に用意するステムセル保管更新委託契約書を締結するものとする。
5. 乙は、前三項に準じ、再度契約の更新を請求することができ、以下同様とする。

第8条　（ステムセルの引渡）

1. 乙は、甲に対し、丙の疾患の治療に必要な場合に、保管証書および甲所定の書面にてステムセルの全部または一部の引渡を請求できる。但し、当該請求が違法な目的でなされた場合には、甲は当該請求に係る引渡を拒むことができる（次項において同じ）。
2. 乙は、甲に対し、書面により、丙以外の者の治療に必要な場合にも、ステムセルの引渡を請求できる。
3. 前二項所定の引渡請求は、甲に対し、書面により、引渡すべき医療機関を指定し、丙のステムセルが治療上必要である旨等を記載した甲所定の書面に、治療担当医師の署名捺印を得てなされるものとする。
4. 甲の乙に対するステムセルの全部または一部の引渡は、甲が設置する倫理委員会において審議され、承認を得た上で行うものとする。なお、当該引渡の後、第1項および第2項所定の引渡請求が違法な目的でなされたことが判明した場合においても、甲は何らの責任を負わない。
5. 甲は、第1項および第2項所定の引渡請求があり、前項の承認があった場合、当該ステムセルが請求者の指定する日本国内の医療機関に安全かつ迅速に運搬されるよう手配する。
6. 前項の運搬にかかる経費は無償とし甲の負担とする。治療以外の目的による運搬にかかる経費は乙の負担とする。

第9条　（解除および返戻金等）

1. 乙の支払義務の全部または一部が履行されない場合、甲は、相当期間を定めた催告後、書面により本契約を解除できる。この場合、甲は、乙に対し受領した委託費用の返還義務を負わない。
2. 甲は、本契約期間中に本契約にかかわるさい帯血分離保管委託契約事業の運営を維持することが経済的・医療技術上の観点等から困難と判断する場合には、乙に3ヶ月の猶予期間を与えて書面により本契約を解約できる。
3. 甲は、以下の所定の事由が生じた場合、本契約を解約することができる。甲は、かかる事由が生じた旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。

1）さい帯血を採取できなかった場合

2）スムセルにつき甲の定めた規定値以上の量を採取できなかった場合（第3条第3項に規定する乙の親族等からの連絡が遅れたなどの理由により、第4条に規定する有効かつ安全と判断される状況下でのステムセルの分離を実施できなかった場合を含む）

3）必要な量のステムセルを分離したが、甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと甲が思料するとき（一般細菌検査の結果、細菌が残存していた場合を含む）

4）乙が本契約においてONEホーププランのさい帯（へその緒）保管優先を希望した場合であって、さい帯保管委託契約に基づき、さい帯が甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断されたとき

4. 第2項の規定により解約された場合、甲は、乙に対し、解約の意思表示の到達日以降の分として受領した保管費用から第11条第2項第1号区分②に従い返還する。
5. 第3項の規定により本契約が解約された場合、乙は甲に対して本契約に定める委託費用支払義務を負わない。但し、乙が甲に既に委託費用を支払った場合は、甲はそれを乙に全額返戻するものとする。

第10条　（休廃業時の本契約の効力）

1. 甲は、自らが行うさい帯血取扱事業（厚生労働省による「臍帯血保管等契約における留意事項」の「臍帯血取扱事業」をいう。以下同様とする。）の休廃止を厚生労働省に対し、届け出た場合には、乙に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。
2. 甲が、自らが行うさい帯血取扱事業の全部を休止し、またはさい帯血取扱事業を廃止した場合には、当該事業の全部の休止、または廃止の年月日において本契約は終了するものとみなす。
3. 甲が、自らが行うさい帯血取扱事業の一部を休止した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
4. 前二項の規定により本契約が終了または解除された場合、甲は、乙に対し、受領した保管費用の年割額を返還するものとする。

第11条　（契約の終了および返戻金等）

1. 本契約は以下の各事由のいずれかが生じた場合には当然に終了する。

1）丙が死亡した場合

2）ステムセルが全部滅失した場合（全部使用された場合を含む）。尚、一部滅失（一部使用された場合を含む）の場合には、本契約は存続するものとする。

2. 前項の事由により本契約が終了した場合において、甲は、丙の相続人（前項第1号の場合）、乙（前項第2号の場合）に対し、以下の各号の区分に従い、本契約後当該時点までに乙より受領した委託費用または保管費用に対する各号所定の割合の金額を返還または支払う。但し、ここでいう年割とは、契約期間のうち1年未満を切り上げる方式により経過年数を計算し、保管費用のうち経過年数に対応する部分を控除した残額を返還する方法をいう。

1）丙の死亡が又はステムセルの全部滅失が

① 出生の日より3日以内である場合……受領した委託費用の全額を返還する。

② 出生の日より4日以降である場合……受領した保管費用の年割を返還する。

3. 第1項第1号所定の事由が生じた場合、乙は甲に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
4. 第1項第2号所定の事由が生じた場合、甲は乙に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
5. 第1項第1号の規定にかかわらず、乙が甲に対し、丙の死亡後3ヶ月以内に書面により本契約の継続を希望した場合は、甲と乙とは覚書を締結するものとする。
6. 本契約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず、甲は、本契約締結後に乙より受領した委託費用の返還義務を負わない。

第12条　（本契約終了時のさい帯血およびステムセルの取扱い）

1. 本契約が終了する場合には、甲は乙に対し、電磁的方法または書面により、甲が保管するさい帯血およびステムセルを乙に引渡し（乙の意思により当該さい帯血またはステムセルを甲から他のさい帯血取扱事業を行う者へ直接引渡す場合を含む。）または廃棄するかについて意思確認をし、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を取得しなければならない。ただし、第9条第3項第2号または第3号に基づき、本契約が終了する場合には、甲は、乙の電磁的方法または書面による同意を取得せずに、甲が保管するさい帯血を廃棄することができるものとする。
2. 甲は、前項の規定による意思確認をすることができない場合には、厚生労働省による「臍帯血保管等契約における留意事項」により、本契約終了の時から1年経過後直ちに廃棄するものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を得た場合には、本契約の終了後も、甲が保管するさい帯血またはステムセルを研究その他の目的のために利用し、または第三者に提供することができる。なお、第三者への提供については、公的さい帯血バンク（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。以下「造血幹細胞移植法」という。）第30条の規定による許可を受けた者をいう。以下同様とする。）によって行われる同法第2条第6項に規定する臍帯血供給事業に該当する提供を行ってはならない。
4. 前項のこの同意を取得した場合においては、甲は、利用または提供の目的、方法、利用場所、提供先および時期等について、適切な手段を用いて公開しなければならない。
5. 甲は、本条の規定に基づきさい帯血またはステムセルを引渡し、廃棄し、利用し、または提供した場合、当該処置を行ったことを証する書面を作成し、乙に対して送付するものとする。

第13条　（免責および補償金）

第9条から第11条に基づき本契約が終了し、または、ステムセルが一部滅失したことにより、乙がステムセルを各種疾患の治療に利用することができなかったとしても、甲は、第9条から第11条に定める委託費用または保管費用相当額の支払以外の支払義務を負わず、甲は乙ないし丙に対して免責されるものとする。

第14条　（秘密保持義務）

1. 甲は本契約に基づく業務に関して乙から提供された資料および本契約締結の結果得られた情報について、乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。但し、甲は、ステムセルに係る情報を乙および丙が特定されないよう加工したうえで、日本国内または海外におけるステムセルの研究に利用し、開示することにつき、乙は予め承諾するものとする。
2. 甲は、前項本文の資料および情報を、本契約終了後3年間に限り、保管するものとする。ただし、甲は、本契約終了後3年間経過後においても、乙による廃棄の要求がない限り、継続して保管することができるものとする。
3. 甲は、第1項本文の資料および情報を保管している限り、乙の要求に従い、当該情報を必要な限度で開示するものとする。

第15条　（目的外利用の禁止）

1. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、さい帯血およびステムセルを第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に使用し、第三者に提供し、または第三者に保管させてはならない。なお、乙の電磁的方法または書面による事前の同意がある場合においても、第三者への提供については、公的さい帯血バンクによって行われる造血幹細胞移植法第2条第6項に規定する臍帯血供給事業に該当する提供を行ってはならない。
2. 保管しているステムセルについて、甲が第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に寄与すると判断する場合は、甲は、乙にその目的外利用の承諾を申し入れることがある。
3. 前項の甲の申入れについて、乙は当然の権利として拒否することができる。また、拒否したことにより乙および丙は不利益を受けることはない。
4. 第2項の甲の申入れについて、乙が承諾する際は、甲が作成する書面により、別途その内容を取り決めるものとする。
5. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、本契約に規定するステムセルの保管または引渡のために必要な場合を除き、ステムセルを焙煎、増殖または加工してはならない。

第16条　（基準）

1. さい帯血等に関する厚生労働省等、国および公共機関によるガイドラインの策定、品質管理等の規格、表示などが実施された際は、甲はその基準に則り、必要な技術・設備等の水準の改善向上を図るよう努力する。
2. 甲は、本契約に基づきステムセルを保管するか否かの判断基準である規定値、保管基準を定め、必要に応じこれを見直すことができる。乙はこれらに対し異議を述べることはできない。

第17条　（個人情報の提供）

1. 甲は本契約締結時にとから提供された個人情報について、さい帯血の採取・分離・保管・管理・研究を適切に行うため利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、当該個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
2. 前項の個人情報の取扱いについて、甲は外部へ委託することがある。委託にあたっては委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を甲は行うものとする。
3. 乙が甲に対して個人情報を提供することは任意である。ただし、乙が個人情報を提供しない場合には、甲が本契約に基づく義務の履行ができないことにつき、何らの責任を負わない。
4. 甲は、第14条第2項の規定にかかわらず、第1項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）の求めを受け付ける。本人はその手続について、個人情報苦情および相談窓口へ連絡して行う。ただし、法令等に基づく場合は、甲が開示等に応じない場合があることを乙は予め承諾するものとする。

＜個人情報苦情および相談窓口＞

株式会社ステムセル研究所　個人情報保護管理者

〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-21-19

電話番号：03-6811-3230

第18条　（その他）

1. 本契約締結時において乙が婚姻中の場合、乙は甲に対し、丙親権者の代表として本契約を締結することにつき必要な配偶者の同意を取得していることを保証し、かかる同意の不存在により甲が被る一切の損害についてその賞めに任ずる。本契約における丙親権者としての乙の権利または義務は、乙またはこの配偶者が行使しまたは負担する。また、乙またはこの配偶者が親権を喪失（親権の停止、辞任を含む）した場合には当該喪失した者は、本契約につき何らの権利義務を負わない。乙は丙の親権を喪失した場合直ちにその旨を甲に届け出るものとし、この届出の不存在により甲が被る一切の損害についてその賞めに任ずる。
2. 本契約を締結後、乙またはこの配偶者が、以降に出生する子につき甲との間でさい帯血分離保管委託契約を締結した場合には、本契約に基づく甲の乙に対する通知等は、原則として、最新の甲と乙またはこの配偶者との契約に基づく通知等をもって行ったものとする。
3. 乙は、乙および乙の配偶者が、暴力団、総会屋またはこれらに準ずる者の構成員ではないことを表明・保証する。本契約締結後、これに違反することが明らかとなった場合、甲は、乙に対し何ら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し、乙より受領した委託費用の返還等何らの支払義務を負わない。
4. 乙は、丙の名の決定後、丙の氏名を、別途所定の方法で速やかに甲に通知する。但し、かかる通知がなされないことにより、本契約の効力は何らの影響を受けない。
5. 多胎妊娠による出産であって、乙が甲に多胎児分のさい帯血採取・分離・保管を依頼する場合、多胎児複数名それぞれにつき契約を締結するものとする。
6. 本契約における丙親権者としての乙の権利は、丙が成年に達した後は、丙により行使されるものとする。
7. 本契約において、乙の書面による意思表示には、ファクシミリまたは電子メールによる送信によるものを含むものとし、甲の受信機により当該書面が受信された時点をもって、民法第97条第1項にいう意思表示の到達時とみなす。但し、乙は送信後遅滞なく当該書面の原本を郵送その他の方法で甲に送付するものとし、かかる送付が行われなかった場合には、ファクシミリまたは電子メールによる意思表示の不到達の不利益は乙が負担する。
8. 本契約の内容に基づき、甲が乙に返還すべき委託費用の一部または全部には、利息を付さない。
9. 本契約の内容に関し甲乙間で疑義、解釈の相違が生じた際は、当事者は誠意をもって協議し、解決するよう努力するものとする。
10. 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
11. 各当事者間の合意は本契約書にすべて記載されており他には存在しないことを確認する。
12. 乙は、本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から乙が選択した方法にて甲に支払う。なお、乙から返送された本契約書に支払方法の指定のない場合は、一括払いをもって甲は乙に請求書を発行するものとし、乙はこれに異議あるときは、直ちに希望の支払方法を甲に通知しなければならない。

以上

さい帯

さい帯保管委託契約書

〈 ONE ホーププラン 〉

株式会社　ステムセル研究所

本契約成立の証として本契約書２通を作成し、甲乙において各１通を保管する。

20　　年　　月　　日
※記入日を必ずご記入ください

甲 ： 〒105－0001　東京都港区虎ノ門１丁目21番19号
株式会社 ステムセル研究所
代表取締役社長　 清 水 崇 文
フリーダイヤル: 0120-346-257　FAX: 03-6811-3240　E-MAIL:stemcell@stemcell.co.jp

乙 ：

住　所	〒　　－							
フリガナ 契約者氏名 携帯電話番号も 必ずご記入ください								
	（代表者） ※ご本人様の自署に限ります。					（配偶者）		
	携帯電話					携帯電話		
出産者名								
出産者の生年月日	西暦　　年　　月　　日							
電話番号	ご自宅		里帰り先 （ご実家）	（　　様方）				
Email アドレス	請求書の発行や契約に関する重要なご連絡をさせていただきますので、Email アドレスを必ずご記入ください。 @ ☐　ステムセル研究所より、さい帯血情報等のご案内メールを受信することを希望しません（なお、左記のボックスにチェックがない場合は、ステムセル研究所からのさい帯血情報等のご案内メールを受信することに同意したものとみなします）。							
優先プラン選択	☐さい帯血　　☐さい帯　　どちらかに☑をしてください。							
ご希望保管年数	右の年数から、さい帯血/さい帯同一の保管年数をご選択（〇）ください　　5 年　・　10 年　・　20 年							
お支払方法 1 つをご選択（〇）ください。 ご出産後、請求書を 発行いたします。	（　　） 一括銀行振込	（　　） クレジットカード	（　　） 12 回分割	（　　） 24 回分割	（　　） 36 回分割	（　　） 48 回分割	（　　） 60 回分割	（　　） 120 回分割
	※口座振替 手続きは不要です		口座振替（自動引落）	※口座振替 手続きが必要です			※5 年保管の場合、120 回分割はご選択いただけません	
本契約における個人情報の提供につき、第 17 条の内容に同意の上、署名します。								

☙ 料金表 ❧

※以前当社に保管をされたことのあるかたは、30,000 円(税込)割引適用となります。
※お支払い方法で1回払いを選択されたかたは、一括払い割引が適用となります。ONE ホーププランは 15,000 円(税込)割引です。
※分割払い(口座振替)を選択した場合、分割手数料は弊社にて負担いたします。

ONE ホーププラン：さい帯血とさい帯の両方を採取し、選択されたどちらか一方を保管するプラン　（税込）

保管年数	処理費用	検査関連費用	初期登録費用	保管費用	委託費用（合計）
5 年	236,600 円	33,000 円	22,000 円	33,000 円	計 324,600 円
10 年				66,000 円	計 357,600 円
20 年				132,000 円	計 423,600 円

出産時に、さい帯血とさい帯の両方を採取し、ご契約時の選択に従ってさい帯血またはさい帯の保管を行い、もう一方は破棄となります。
ご出産日から１ヶ月経過した際、保管対象でない一方は破棄となり、以後プランの変更は出来ません。
希望されたさい帯血またはさい帯が保管できなかった場合には、もう一方の保管または破棄を選択していただきます。保管を選択された場合は、ONE ホーププランの料金が適用となり、破棄を選択された場合、費用の発生はありません。
※ご出産後に ONE ホーププランから W ホーププランへ変更をご希望の場合は、事務手数料として、処理費用等が 50,000 円(税込)追加となります。

SC-76-202508
（2025 年 8 月 20 日改訂）

さい帯保管委託契約

株式会社ステムセル研究所（以下、「甲」という）と

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という）とは、乙または乙の配偶者の出産（以下、出産後の子を「丙」といい、多胎妊娠による出産の場合には、複数名の子のうち特定の1名を指して「丙」という）を条件として、甲と丙の法定代理人親権者の代表としての乙（以下、「丙親権者」という）との間で、以下のとおり合意し、さい帯保管委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（本契約の目的、さい帯の所有権およびさい帯の取扱い）

1. 本契約は、丙のさい帯（以下に定義する）を、利用しうるようにするため、必要な技術・設備を有する甲において処理（以下に定義する）・保管することを目的とする。
2. 甲と乙は、さい帯の所有権が丙に帰属することを確認する。乙が甲に対してさい帯の保管・移動・処分・引渡し・その他契約関連事項等に関する指示を行う場合、乙またはこの配偶者は丙親権者としてこれを行うものとし、甲はその指示に従うものとする。
3. 本契約に基づくさい帯の採取ならびに処理、保管および引渡等は、乙の意思を尊重し、本契約の条項に従い行われるものとする。

第2条　（定義）

1. 本契約において「さい帯」とは、丙の出生の際に採取されたさい帯組織をいう。
2. 本契約において「処理」とは、無菌的な環境下での、さい帯組織の凍結保管に必要な操作をいう。
3. 本契約において「母体血」とは、丙の出生の直前または直後に採取される丙の母親の血液をいう。
4. 本契約において「採取者」とは、乙またはこの配偶者の出産に係わる医師または医師のいない施設（助産所等）における助産師をいう。

第3条　（さい帯および母体血の採取ならびに運搬）

1. さい帯および母体血の採取は、採取者または採取者の指示の下に補佐する医療従事者が行う。
2. 甲は、乙に対し、採取者の了解の下、さい帯および母体血の採取や処理・保管について説明し、甲が別途用意した、依頼書による乙の事前の同意をえなければならない。
3. 乙は、出産後速やかに、乙または乙の配偶者が出産した病院、診療所もしくは助産所または乙の親族（以下、「乙の親族等」という）から、出産した旨を甲に連絡する。甲は、さい帯および母体血が、採取後直ちに、安全かつ迅速な方法で、細胞処理センターに運搬されるように手配する。

第4条　（さい帯の処理）

1. 甲は、細胞処理センターにおいて、さい帯を、その時点で有効かつ安全と判断される条件下で、速やかに処理する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、厚生労働省および学会等から公表されるガイドライン（案を含む）が存在する場合、少なくともそれに準拠する条件をいう。処理は出産から原則として48時間以内に開始する。

第5条　（さい帯の長期保管）

1. 甲は、前条第1項に基づいて処理されたさい帯を、その時点において有効かつ安全と判断される条件下で冷凍し、細胞保管センターにて超低温下で長期保管する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、前条第2項所定の条件をいう。
3. 甲は、乙に対して、さい帯が、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断された場合、「さい帯保管報告書」をもって乙に報告する。

第6条　（本契約に係る委託料）

1. 乙は、甲に対し、新生児1人につき、本契約に掲げるさい帯採取に係る費用、さい帯の処理等に係る費用、その他の契約締結と履行に必要な経費を含む諸経費（さい帯血の運搬費を含む。以下、「処理費用」という）ならびに母体血の検査に係る費用（以下、「検査関連費用」という）、保管に係る登録手数料を含む初期費用（以下、「初期登録費用」という）および保管年数に応じた保管費用（以下、「保管費用」という）の合計金額（以下、処理費用、検査関連費用、初期登録費用、保管費用を併せて「委託費用」という）を支払うものとする。なお、委託費用の支払方法については本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から、乙が選択して第18条第12項に基づき、本契約所定欄に記入するものとする。
2. 乙は、甲に対して、前項により支払うべき金額を、甲の定めた保管基準に基づきさい帯を保管することができると甲が判断した後に甲が乙に対して送付する「請求書」記載の期限までに、前項で定めた支払方法により支払う。

第7条　（契約期間および契約更新）

1. 本契約は、丙の出生の日より効力を生じ、その期間は本契約書「ご希望保管年数」記載の各年数の中から、乙が選択して本契約所定欄に記入した期間とする。
   本契約は、本契約に定める解除事由及び終了事由を除いて終了せず、中途解約することはできない。
2. 乙は、甲から契約の更新に係る通知があった日から契約期間満了の前日までに、電磁的方法または書面により本契約の更新を請求することができる。甲は、契約期間満了1ヶ月前までに当該時点で甲に登録されている乙の通知先宛に、契約期間満了日、契約を更新しうる旨、および更新後の更新契約料の金額ならびに支払期限等について記載した書面を送付する。
3. 前項所定の通知先は、当初下記の乙の住所とする。乙は、通知先の変更を希望する場合には、甲に対し変更後の通知先を届け出る。甲は、通知先の変更の届出のあった場合には、新たな乙の通知先を登録するものとする。当該通知先（変更の届出があった場合は変更後の通知先）に所定の各書面を発送すれば、その不到達の責めを負わないものとする。
4. 更新後の契約については、改めて、甲が別に用意するさい帯保管更新委託契約書を締結するものとする。
5. 乙は、前三項に準じ、再度契約の更新を請求することができ、以下同様とする。

第8条　（さい帯の引渡）

1. 乙は、甲に対し、保管証書および甲所定の書面にてさい帯の全部または一部の引渡を請求できる。但し、当該請求が違法な目的でなされた場合には、甲は当該請求に係る引渡を拒むことができる。
2. 甲の乙に対するさい帯の全部または一部の引渡は、甲が設置する倫理委員会において審議され、承認を得た上で行うものとする。なお、当該引渡の後、第1項の引渡請求が違法な目的でなされたことが判明した場合においても、甲は何らの責任を負わない。
3. 甲は、第1項所定の引渡請求があり、前項の承認があった場合、当該さい帯が請求者の指定する日本国内の医療機関等に安全かつ迅速に運搬されるよう手配する。
4. 前項の運搬にかかる経費は乙の負担とする。但し、丙の疾患の治療を目的とする運搬にかかる経費は無償とし甲の負担とする。

第9条　（解除および返戻金等）

1. 乙の支払義務の全部または一部が履行されない場合、甲は、相当期間を定めた催告後、書面により本契約を解除できる。この場合、甲は、乙に対し受領した委託費用の返還義務を負わない。
2. 甲は、本契約期間中に本契約にかかわるさい帯血ならびにさい帯保管委託契約事業の運営を維持することが経済的・医療技術上の観点等から困難と判断する場合には、乙に3ヶ月の猶予期間を与えて書面により本契約を解除できる。
3. 甲は、以下の所定の事由が生じた場合、本契約を解除することができる。甲は、かかる事由が生じた旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。
   1）さい帯を採取できなかった場合
   2）さい帯につき甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと甲が思料するとき（第3条第3項に規定する乙の親族等からの連絡が遅れたなどの理由により、第4条に規定する有効かつ安全と判断される状況下でのさい帯の処理を実施できなかった場合を含む）
   3）乙が本契約においてONEホーププランのさい帯血保管優先を希望した場合であって、さい帯血保管委託契約に基づき、さい帯血中のステムセルが甲の定めた規定値以上の量を有し、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断されたとき
4. 第2項の規定により解除された場合、甲は、乙に対し、解除の意思表示の到達日以降の分として受領した保管費用から第11条第2項第1号区分②に従い返還する。
5. 第3項の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対して本契約に定める委託費用支払義務を負わない。但し、乙が甲に既に委託費用を支払った場合は、甲はそれを乙に全額返戻するものとする。

第10条　（休廃業時の本契約の効力）

1. 甲が、自らが行う、本契約に基づくさい帯の採取ならびに処理、保管および引渡等の業務（以下、「さい帯取扱事業」という）の全部を休止し、またはさい帯取扱事業を廃止した場合には、当該事業の全部の休止、または廃止の年月日において本契約は終了するものとみなす。
2. 甲が、自らが行うさい帯取扱事業の一部を休止した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
3. 前二項の規定により本契約が終了または解除された場合、甲は、乙に対し、受領した保管費用の年割額を返還するものとする。

第11条　（契約の終了および返戻金等）

1. 本契約は以下の各事由のいずれかが生じた場合には当然に終了する。
   1）丙が死亡した場合
   2）さい帯が全部滅失した場合(全部使用された場合を含む)
   　なお、一部滅失（一部使用された場合を含む）の場合には、本契約は存続するものとする。
2. 前項の事由により本契約が終了した場合において、甲は、丙の相続人（前項第1号の場合）または乙（前項第2号の場合）に対し、以下の各号の区分に従い、本契約締結後当該時点までに乙より受領した委託費用または保管費用に対する各号所定の割合の金額を返還または支払う。但し、ここでいう年割とは、契約期間のうち1年未満を切り上げる方式により経過年数を計算し、保管費用のうち経過年数に対応する部分を控除した残額を返還する方法をいう。
   1）丙の死亡又はステムセルの全部滅失が
   ① 出生の日より3日以内である場合……受領した委託費用の全額を返還する。
   ② 出生の日より4日以降である場合……受領した保管費用の年割を返還する。
3. 第1項第1号所定の事由が生じた場合、乙は甲に対し、遅やかにその旨を書面で通知しなければならない。
4. 第1項第2号所定の事由が生じた場合、甲は乙に対し、遅やかにその旨を書面で通知しなければならない。
5. 第1項第1号の規定にかかわらず、乙が甲に対し、丙の死亡後3ヶ月以内に書面により本契約の継続を希望した場合は、甲と乙とは覚書を締結するものとする。
6. 本契約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず、甲は、本契約締結後に乙より受領した委託費用の返還義務を負わない。

第12条　（本契約終了時のさい帯の取扱い）

1. 本契約が終了する場合には、甲は乙に対し、電磁的方法または書面により、甲が保管するさい帯を乙に引渡し（乙の意思により当該さい帯を甲から他のさい帯取扱事業またはさい帯血取扱事業を行う者へ直接引渡す場合を含む。）または廃棄するかについて意思確認をし、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を取得しなければならない。ただし、第9条第3項第2号及び第3号に基づき、本契約が終了する場合には、甲は、乙の電磁的方法または書面による同意を取得せずに、甲が保管するさい帯を廃棄することができるものとする。
2. 甲は、前項の規定による意思確認をすることができない場合には、本契約終了の時から1年経過後直ちに廃棄するものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を得た場合には、本契約の終了後も、甲が保管するさい帯を研究その他の目的のために利用し、または第三者に提供することができる。
4. 前項の乙の同意を取得した場合においては、甲は、利用または提供の目的、方法、利用場所、提供先および時期等について、適切な手段を用いて公開しなければならない。
5. 甲は、本条の規定に基づきさい帯を引渡し、廃棄し、利用し、または提供した場合、当該処置を行ったことを証する書面を作成し、乙に対して送付するものとする。

第13条　（免責および補償金）

第9条から第11条に基づき本契約が終了、または、ステムセルが一部滅失したことにより、乙がさい帯を利用することができなかったとしても、甲は、第9条から第11条に定める委託費用または保管費用相当額の支払以外の支払義務を負わず、甲は乙ないし丙に対して免責されるものとする。

第14条　（秘密保持義務）

1. 甲は本契約に基づく業務に関して乙から提供された資料および本契約締結の結果得られた情報について、乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。但し、甲は、さい帯に係る情報を乙および丙が特定されないよう加工したうえで、日本国内または海外における研究に利用し、開示することにつき、乙は予め承諾するものとする。
2. 甲は、前項本文の資料および情報を、本契約終了後3年間に限り、保管するものとする。ただし、甲は、本契約終了後3年間経過後においても、乙による廃棄の要求がない限り、継続して保管することができるものとする。
3. 甲は、第1項本文の資料および情報を保管している限り、乙の要求に従い、当該情報を必要な限度で開示するものとする。

第15条　（目的外利用の禁止）

1. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、さい帯を第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に使用し、第三者に提供し、または第三者に保管させてはならない。
2. 保管しているさい帯について、甲が第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に寄与すると判断する場合は、甲は、乙にその目的外利用の承諾を申し入れることがある。
3. 前項の甲の申入れについて、乙は当然の権利として拒否することができる。また、拒否したことにより乙および丙は不利益を受けることはない。
4. 第2項の甲の申入れについて、乙が承諾する際は、甲が作成する書面により、別途その内容を取り決めるものとする。
5. 甲は、この電磁的方法または書面による事前の同意なしに、本契約に規定するさい帯の保管または引渡のために必要な場合を除き、さい帯を加工してはならない。

第16条　（基準）

1. さい帯等に関する厚生労働省等、国および公共機関によるガイドラインの策定、品質管理等の規格、表示などが実施された際は、甲はその基準に則り、必要な技術・設備等の水準の改善向上を図るよう努力する。
2. 甲は、本契約に基づきさい帯の保管基準を定め、必要に応じこれを見直すことができる。乙はこれらに対し異議を述べることはできない。

第17条　（個人情報の提供）

1. 甲は本契約締結時に乙から提供された個人情報について、さい帯の採取・処理・保管・管理・研究を適切に行うため利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、当該個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
2. 前項の個人情報の取扱いについて、甲は外部へ委託することがある。委託にあたっては委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を甲は行うものとする。
3. 乙が甲に対して個人情報を提供することは任意である。ただし、乙が個人情報を提供しない場合には、甲が本契約に基づく義務の履行ができないことにつき、何らの責任を負わない。
4. 甲は、第14条第2項の規定にかかわらず、第1項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等の請求等」という）の求めを受け付ける。本人はその手続について、個人情報苦情および相談窓口へ連絡して行う。ただし、法令等に基づく場合は、甲が開示等の請求等に応じない場合があることを乙は予め承諾するものとする。
   ＜個人情報苦情および相談窓口＞
   株式会社ステムセル研究所　個人情報保護管理者
   〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-21-19
   電話番号：03-6811-3230

第18条　（その他）

1.本契約締結時において乙が婚姻中の場合、乙は甲に対し、丙親権者の代表として本契約を締結することにつき必要な配偶者の同　意を取得していることを保証し、かかる同意の不存在により甲が被る一切の損害についてその責めに任ずる。本契約における丙親権者としての乙の権利または義務は、乙または乙の配偶者が行使しまたは負担する。また、乙または乙の配偶者が親権を喪失（親権の停止、辞任を含む）した場合には当該喪失した者は、本契約につき何らの権利義務を負わない。乙は丙の親権を喪失した場合直ちにその旨を甲に届け出るものとし、この届出の不存在により甲が被る一切の損害についてその責めに任ずる。
2.本契約を締結後、乙またはこの配偶者が、以降に出生する子につき甲との間でさい帯保管委託契約を締結した場合には、本契約に基づく甲の乙に対する通知等は、原則として、最新の甲と乙またはこの配偶者との契約に基づく通知等をもって行ったものとする。
3.乙は、乙および乙の配偶者が、暴力団、総会屋またはこれらに準ずる者の構成員ではないことを表明・保証する。本契約締結後、これに違反することが明らかとなった場合、甲は、乙に対し何ら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、　甲は乙に対し、乙より受領した委託費用の返還等何らの支払義務を負わない。
4.乙は、丙の名の決定後、丙の氏名を、別途所定の方法で速やかに甲に通知する。但し、かかる通知がなされないことにより、本契約の効力は何らの影響を受けない。
5.多胎妊娠による出産であって、乙が甲に多胎児分のさい帯採取・処理・保管を依頼する場合、多胎児複数名それぞれにつき契約を締結するものとする。
6.本契約における丙親権者としての乙の権利は、丙が成年に達した後は、丙により行使されるものとする。
7.本契約において、乙の書面による意思表示には、ファクシミリまたは電子メールによる送信によるものを含むものし、甲の受信機により当該書面が受信された時点をもって、民法第97条第1項にいう意思表示の到達時とみなす。但し、乙は送信後遅滞なく当該書面の原本を郵送その他の方法で甲に送付するものとし、かかる送付が行われなかった場合には、ファクシミリまたは電子メールによる意思表示の不到達の不利益は乙が負担する。
8.本契約の内容に基づき、甲が乙に返還すべき委託費用の一部または全部には、利息を付さない。
9.本契約の内容に関し甲乙間で疑義、解釈の相違が生じた際は、当事者は誠意をもって協議し、解決するよう努力するものとする。
10. 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
11. さい帯に関する各当事者間の合意は本契約書にすべて記載されており他には存在しないことを確認する。
12. 乙は、本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から乙が選択した方法にて甲に支払う。なお、乙から返送された本契約書に支払方法の指定のない場合は、一括払いをもって甲は乙に請求書を発行するものとし、乙はこれに異議あるときは、直ちに希望の支払方法を甲に通知しなければならない。

以上

本契約成立の証として本契約書２通を作成し、甲乙において各１通を保管する。

20　　年　　月　　日
※記入日を必ずご記入ください

甲 ： 〒105－0001　東京都港区虎ノ門１丁目21番19号
株式会社 ステムセル研究所
代表取締役社長　 清 水 崇 文
フリーダイヤル: 0120-346-257　FAX: 03-6811-3240　E-MAIL:stemcell@stemcell.co.jp

乙 ：

住　所	〒　　－							
フリガナ 契約者氏名 携帯電話番号も 必ずご記入ください								
	（代表者） ※ご本人様の自署に限ります。				（配偶者）			
	携帯電話				携帯電話			
出産者名								
出産者の生年月日	西暦　　年　　月　　日							
電話番号	ご自宅		里帰り先 （ご実家）	（　　様方）				
Email アドレス	請求書の発行や契約に関する重要なご連絡をさせていただきますので、Email アドレスを必ずご記入ください。 @ □　ステムセル研究所より、さい帯血情報等のご案内メールを受信することを希望しません（なお、左記のボックスにチェックがない場合は、ステムセル研究所からのさい帯血情報等のご案内メールを受信することに同意したものとみなします）。							
ご希望保管年数	右の年数から、さい帯血/さい帯同一の保管年数をご選択（〇）ください　　5 年　・　10 年　・　20 年							
お支払方法 1 つをご選択（〇）ください。 ご出産後、請求書を 発行いたします。	（　　） 一括銀行振込	（　　） クレジットカード	（　　） 12 回分割	（　　） 24 回分割	（　　） 36 回分割	（　　） 48 回分割	（　　） 60 回分割	（　　） 120 回分割
	※口座振替 手続きは不要です		口座振替（自動引落）	※口座振替 手続きが必要です			※5 年保管の場合、120 回分割はご選択いただけません	
本契約における個人情報の提供につき、第 17 条の内容に同意の上、署名します。								

～ 料金表 ～

※以前当社に保管をされたことのあるかたは、30,000 円(税込)割引適用となります。
※お支払い方法で1回払いを選択されたかたは、一括払い割引が適用となります。W ホーププランは 20,000 円(税込)割引です。
※分割払い(口座振替)を選択した場合、分割手数料は弊社にて負担いたします。

W ホーププラン：さい帯血とさい帯をセットで継続的に保管するプラン　　（税込）

保管年数	処理費用	作業費用	検査関連費用	初期登録費用	保管費用	委託費用（合計）
5 年	236,600 円	32,000 円	33,000 円	44,000 円	66,000 円	計 411,600 円
10 年					132,000 円	計 477,600 円
20 年					264,000 円	計 609,600 円

出産時に、さい帯血とさい帯の両方を採取し保管いたします。
さい帯血とさい帯のどちらか一方が保管できなかった場合、ONE ホーププランとなり、ONE ホーププランの料金が適用となります。
その際、キャンセルはできません。

SC-73-202508
（2025 年 8 月 20 日改訂）

さい帯血分離保管委託契約書

＜ W ホーププラン ＞

株式会社　ステムセル研究所

さい帯血分離保管委託契約

株式会社ステムセル研究所（以下、「甲」という）と

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という）とは、乙または乙の配偶者の出産（以下、出産後の子を「丙」といい、多胎妊娠による出産の場合には、複数名の子のうち特定の1名を指して「丙」という）を条件として、甲と丙の法定代理人親権者の代表としての乙（以下、「丙親権者」という）との間で、以下のとおり合意し、さい帯血分離保管委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（本契約の目的、さい帯血の所有権およびさい帯血の取扱い）

1. 本契約は、丙のさい帯血（以下に定義する）に含まれるステムセル（以下に定義する）を、将来丙が罹患する可能性のある各種疾患の治療に利用しうるようにするため、必要な技術・設備を有する甲において分離・保管することを目的とする。
2. 甲と乙は、さい帯血またはステムセルの所有権が丙に帰属することを確認する。乙が甲に対してさい帯血またはステムセルの保管・移動・処分・引渡し・その他契約関連事項等に関する指示を行う場合、乙またはこの配偶者は丙親権者としてこれを行うものとし、甲はその指示に従うものとする。
3. 本契約に基づくさい帯血の採取ならびにステムセルの分離、保管および引渡等は、乙の意思を尊重し、本契約の条項に従い行われるものとする。

第2条　（定義）

1. 本契約において「さい帯血」とは、丙の出生の際に採取された胎盤およびさい帯に含まれる血液をいう。
2. 本契約において「母体血」とは、丙の出生の直前または直後に採取される丙の母親の血液をいう。
3. 本契約において「ステムセル」とは、さい帯血より分離した幹細胞を含む細胞分画をいう。
4. 本契約において「採取者」とは、乙またはこの配偶者の出産に係わる医師または医師のいない施設（助産所等）における助産師をいう。
5. 本契約において「治療担当医師」とは、丙所有のステムセルを用いた治療を担当する医師をいう。

第3条　（さい帯血および母体血の採取ならびに運搬）

1. さい帯血および母体血の採取は、採取者または採取者の指示の下に補佐する医療従事者が行う。
2. 甲は、乙に対し、採取者の了解の下、さい帯血および母体血の採取やステムセルの分離・保管について説明し、甲が別途用意した、依頼書による乙の事前の同意をえなければならない。
3. 乙は、出産後速やかに、乙または乙の配偶者が出産した病院、診療所もしくは助産所または乙の親族（以下、「乙の親族等」という）から、出産した旨を甲に連絡する。甲は、さい帯血および母体血が、採取後直ちに、安全かつ迅速な方法で、細胞処理センターに運搬されるように手配する。

第4条　（ステムセルの分離）

1. 甲は、細胞処理センターにおいて、さい帯血より、その時点で有効かつ安全と判断される条件下で、速やかにステムセルを分離する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、厚生労働省および学会等から公表されるガイドライン（案を含む）が存在する場合、少なくともそれに準拠する条件をいう。分離作業は出産から原則として48時間以内に開始する。

第5条　（ステムセルの長期保管）

1. 甲は、前条第1項に基づいて分離されたステムセルを、その時点において有効かつ安全と判断される条件下で冷凍し、細胞保管センターにて超低温下で長期保管する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、前条第2項所定の条件をいう。
3. 甲は、乙に対して、さい帯血中のステムセルが甲の定めた規定値以上の量を有し、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断された場合、「さい帯血採取・分離・保管報告書」をもって乙に報告する。
4. 甲は、前条第1項に基づいて分離されたステムセルについて、甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと判断した場合（一般細菌検査の結果、細菌が残存していた場合を含む）でも、乙が保管を希望する場合に限り保管することとし、この場合本契約を適用する。
5. 甲は、前条第１項に基づいて分離されたステムセルについて、甲の定めた規定値未満の量であっても、乙が保管を希望する場合は保管することができ、この場合本契約を適用する。

第6条　（本契約に係る委託料）

1. 乙は、甲に対し、新生児1人につき、本契約に掲げるさい帯血採取に係る費用、ステムセルの分離等に係る費用、その他の契約締結と履行に必要な経費を含む諸経費（さい帯血の運搬費を含む。以下、「処理費用」という）ならびに母体血およびさい帯血の検査に係る費用（以下、「検査関連費用」という）、保管に係る登録手数料を含む初期費用（以下、「初期登録費用」という）および保管年数に応じた保管費用（以下、「保管費用」という）の合計金額（以下、処理費用、検査関連費用、初期登録費用、保管費用を併せて「委託費用」という）を支払うものとする。なお、委託費用の支払方法については本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から、乙が選択して第18条第12項に基づき、本契約所定欄に記入するものとする。
2. 乙は、甲に対して、前項により支払うべき金額を、前条第3項記載の「さい帯血採取・分離・保管報告書」と同時に送付する「請求書」記載の期限までに、前項で定めた支払方法により支払う。

第7条　（契約期間および契約更新）

1. 本契約は、丙の出生の日より効力を生じ、その期間は本契約書「ご希望保管年数」記載の各年数の中から、乙が選択して本契約所定欄に記入した期間とする。本契約は、本契約に定める解除事由及び終了事由を除いて終了せず、中途解約することはできない。
2. 乙は、甲から契約の更新に係る通知があった日から契約期間満了の前日までに、電磁的方法または書面により本契約の更新を請求することができる。甲は、契約期間満了1ヶ月前までに当該時点で甲に登録されている乙の通知先宛に、契約期間満了日、契約を更新しうる旨、および更新後の更新契約料の金額ならびに支払期限等について記載した書面を送付する。
3. 前項所定の通知先は、当初下記の乙の住所とする。乙は、通知先の変更を希望する場合には、甲に対し変更後の通知先を届け出る。甲は、通知先の変更の届出のあった場合には、新たな乙の通知先を登録するものとする。当該通知先（変更の届出があった場合は変更後の通知先）に所定の各書面を発送すれば、その不到達の責めを負わないものとする。
4. 更新後の契約については、改めて、甲が別に用意するステムセル保管更新委託契約書を締結するものとする。
5. 乙は、前三項に準じ、再度契約の更新を請求することができ、以下同様とする。

第8条　（ステムセルの引渡）

1. 乙は、甲に対し、丙の疾患の治療に必要な場合に、保管証書および甲所定の書面にてステムセルの全部または一部の引渡を請求できる。但し、当該請求が違法な目的でなされた場合には、甲は当該請求に係る引渡を拒むことができる（次項において同じ）。
2. 乙は、甲に対し、書面により、丙以外の者の治療に必要な場合にも、ステムセルの引渡を請求できる。
3. 前二項所定の引渡請求は、甲に対し、書面により、引渡すべき医療機関を指定し、丙のステムセルが治療上必要である旨等を記載した甲所定の書面に、治療担当医師の署名捺印を得てなされるものとする。
4. 甲の乙に対するステムセルの全部または一部の引渡は、甲が設置する倫理委員会において審議され、承認を得た上で行うものとする。なお、当該引渡の後、第1項および第2項所定の引渡請求が違法な目的でなされたことが判明した場合においても、甲は何らの責任を負わない。
5. 甲は、第1項および第2項所定の引渡請求があり、前項の承認があった場合、当該ステムセルが請求者の指定する日本国内の医療機関に安全かつ迅速に運搬されるよう手配する。
6. 前項の運搬にかかる経費は無償とし甲の負担とする。治療以外の目的による運搬にかかる経費は乙の負担とする。

第9条　（解除および返戻金等）

1. 乙の支払義務の全部または一部が履行されない場合、甲は、相当期間を定めた催告後、書面により本契約を解除できる。この場合、甲は、乙に対し受領した委託費用の返還義務を負わない。
2. 甲は、本契約期間中に本契約にかかわるさい帯血分離保管委託契約事業の運営を維持することが経済的・医療技術上の観点等から困難と判断する場合には、乙に3ヶ月の猶予期間を与えて書面により本契約を解約できる。
3. 甲は、以下の所定の事由が生じた場合、本契約を解約することができる。甲は、かかる事由が生じた旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。

1）さい帯血を採取できなかった場合

2）スムセルにつき甲の定めた規定値以上の量を採取できなかった場合（第3条第3項に規定する乙の親族等からの連絡が遅れたなどの理由により、第4条に規定する有効かつ安全と判断される状況下でのステムセルの分離を実施できなかった場合を含む）

3）必要な量のステムセルを分離したが、甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと甲が思料するとき（一般細菌検査の結果、細菌が残存していた場合を含む）

4）乙が本契約においてONEホーププランのさい帯（へその緒）保管優先を希望した場合であって、さい帯保管委託契約に基づき、さい帯が甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断されたとき

4. 第2項の規定により解約された場合、甲は、乙に対し、解約の意思表示の到達日以降の分として受領した保管費用から第11条第2項第1号区分②に従い返還する。
5. 第3項の規定により本契約が解約された場合、乙は甲に対して本契約に定める委託費用支払義務を負わない。但し、乙が甲に既に委託費用を支払った場合は、甲はそれを乙に全額返戻するものとする。

第10条　（休廃業時の本契約の効力）

1. 甲は、自らが行うさい帯血取扱事業（厚生労働省による「臍帯血保管等契約における留意事項」の「臍帯血取扱事業」をいう。以下同様とする。）の休廃止を厚生労働省に対し、届け出た場合には、乙に対しその旨を遅滞なく通知しなければならない。
2. 甲が、自らが行うさい帯血取扱事業の全部を休止し、またはさい帯血取扱事業を廃止した場合には、当該事業の全部の休止、または廃止の年月日において本契約は終了するものとみなす。
3. 甲が、自らが行うさい帯血取扱事業の一部を休止した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
4. 前二項の規定により本契約が終了または解除された場合、甲は、乙に対し、受領した保管費用の年割額を返還するものとする。

第11条　（契約の終了および返戻金等）

1. 本契約は以下の各事由のいずれかが生じた場合には当然に終了する。

1）丙が死亡した場合

2）ステムセルが全部滅失した場合（全部使用された場合を含む）。尚、一部滅失（一部使用された場合を含む）の場合には、本契約は存続するものとする。

2. 前項の事由により本契約が終了した場合において、甲は、丙の相続人（前項第1号の場合）、乙（前項第2号の場合）に対し、以下の各号の区分に従い、本契約後当該時点までに乙より受領した委託費用または保管費用に対する各号所定の割合の金額を返還または支払う。但し、ここでいう年割とは、契約期間のうち1年未満を切り上げる方式により経過年数を計算し、保管費用のうち経過年数に対応する部分を控除した残額を返還する方法をいう。

1）丙の死亡が又はステムセルの全部滅失が

① 出生の日より3日以内である場合……受領した委託費用の全額を返還する。

② 出生の日より4日以降である場合……受領した保管費用の年割を返還する。

3. 第1項第1号所定の事由が生じた場合、乙は甲に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
4. 第1項第2号所定の事由が生じた場合、甲は乙に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。
5. 第1項第1号の規定にかかわらず、乙が甲に対し、丙の死亡後3ヶ月以内に書面により本契約の継続を希望した場合は、甲と乙とは覚書を締結するものとする。
6. 本契約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず、甲は、本契約締結後に乙より受領した委託費用の返還義務を負わない。

第12条　（本契約終了時のさい帯血およびステムセルの取扱い）

1. 本契約が終了する場合には、甲は乙に対し、電磁的方法または書面により、甲が保管するさい帯血およびステムセルを乙に引渡し（乙の意思により当該さい帯血またはステムセルを甲から他のさい帯血取扱事業を行う者へ直接引渡す場合を含む。）または廃棄するかについて意思確認をし、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を取得しなければならない。ただし、第9条第3項第2号または第3号に基づき、本契約が終了する場合には、甲は、乙の電磁的方法または書面による同意を取得せずに、甲が保管するさい帯血を廃棄することができるものとする。
2. 甲は、前項の規定による意思確認をすることができない場合には、厚生労働省による「臍帯血保管等契約における留意事項」により、本契約終了の時から1年経過後直ちに廃棄するものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を得た場合には、本契約の終了後も、甲が保管するさい帯血またはステムセルを研究その他の目的のために利用し、または第三者に提供することができる。なお、第三者への提供については、公的さい帯血バンク（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。以下「造血幹細胞移植法」という。）第30条の規定による許可を受けた者をいう。以下同様とする。）によって行われる同法第2条第6項に規定する臍帯血供給事業に該当する提供を行ってはならない。
4. 前項のこの同意を取得した場合においては、甲は、利用または提供の目的、方法、利用場所、提供先および時期等について、適切な手段を用いて公開しなければならない。
5. 甲は、本条の規定に基づきさい帯血またはステムセルを引渡し、廃棄し、利用し、または提供した場合、当該処置を行ったことを証する書面を作成し、乙に対して送付するものとする。

第13条　（免責および補償金）

第9条から第11条に基づき本契約が終了し、または、ステムセルが一部滅失したことにより、乙がステムセルを各種疾患の治療に利用することができなかったとしても、甲は、第9条から第11条に定める委託費用または保管費用相当額の支払以外の支払義務を負わず、甲は乙ないし丙に対して免責されるものとする。

第14条　（秘密保持義務）

1. 甲は本契約に基づく業務に関して乙から提供された資料および本契約締結の結果得られた情報について、乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。但し、甲は、ステムセルに係る情報を乙および丙が特定されないよう加工したうえで、日本国内または海外におけるステムセルの研究に利用し、開示することにつき、乙は予め承諾するものとする。
2. 甲は、前項本文の資料および情報を、本契約終了後3年間に限り、保管するものとする。ただし、甲は、本契約終了後3年間経過後においても、乙による廃棄の要求がない限り、継続して保管することができるものとする。
3. 甲は、第1項本文の資料および情報を保管している限り、乙の要求に従い、当該情報を必要な限度で開示するものとする。

第15条　（目的外利用の禁止）

1. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、さい帯血およびステムセルを第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に使用し、第三者に提供し、または第三者に保管させてはならない。なお、乙の電磁的方法または書面による事前の同意がある場合においても、第三者への提供については、公的さい帯血バンクによって行われる造血幹細胞移植法第2条第6項に規定する臍帯血供給事業に該当する提供を行ってはならない。
2. 保管しているステムセルについて、甲が第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に寄与すると判断する場合は、甲は、乙にその目的外利用の承諾を申し入れることがある。
3. 前項の甲の申入れについて、乙は当然の権利として拒否することができる。また、拒否したことにより乙および丙は不利益を受けることはない。
4. 第2項の甲の申入れについて、乙が承諾する際は、甲が作成する書面により、別途その内容を取り決めるものとする。
5. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、本契約に規定するステムセルの保管または引渡のために必要な場合を除き、ステムセルを焙煎、増殖または加工してはならない。

第16条　（基準）

1. さい帯血等に関する厚生労働省等、国および公共機関によるガイドラインの策定、品質管理等の規格、表示などが実施された際は、甲はその基準に則り、必要な技術・設備等の水準の改善向上を図るよう努力する。
2. 甲は、本契約に基づきステムセルを保管するか否かの判断基準である規定値、保管基準を定め、必要に応じこれを見直すことができる。乙はこれらに対し異議を述べることはできない。

第17条　（個人情報の提供）

1. 甲は本契約締結時にとから提供された個人情報について、さい帯血の採取・分離・保管・管理・研究を適切に行うため利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、当該個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
2. 前項の個人情報の取扱いについて、甲は外部へ委託することがある。委託にあたっては委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を甲は行うものとする。
3. 乙が甲に対して個人情報を提供することは任意である。ただし、乙が個人情報を提供しない場合には、甲が本契約に基づく義務の履行ができないことにつき、何らの責任を負わない。
4. 甲は、第14条第2項の規定にかかわらず、第1項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という）の求めを受け付ける。本人はその手続について、個人情報苦情および相談窓口へ連絡して行う。ただし、法令等に基づく場合は、甲が開示等に応じない場合があることを乙は予め承諾するものとする。

＜個人情報苦情および相談窓口＞

株式会社ステムセル研究所　個人情報保護管理者

〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-21-19

電話番号：03-6811-3230

第18条　（その他）

1. 本契約締結時において乙が婚姻中の場合、乙は甲に対し、丙親権者の代表として本契約を締結することにつき必要な配偶者の同意を取得していることを保証し、かかる同意の不存在により甲が被る一切の損害についてその賞めに任ずる。本契約における丙親権者としての乙の権利または義務は、乙またはこの配偶者が行使しまたは負担する。また、乙またはこの配偶者が親権を喪失（親権の停止、辞任を含む）した場合には当該喪失した者は、本契約につき何らの権利義務を負わない。乙は丙の親権を喪失した場合直ちにその旨を甲に届け出るものとし、この届出の不存在により甲が被る一切の損害についてその賞めに任ずる。
2. 本契約を締結後、乙またはこの配偶者が、以降に出生する子につき甲との間でさい帯血分離保管委託契約を締結した場合には、本契約に基づく甲の乙に対する通知等は、原則として、最新の甲と乙またはこの配偶者との契約に基づく通知等をもって行ったものとする。
3. 乙は、乙および乙の配偶者が、暴力団、総会屋またはこれらに準ずる者の構成員ではないことを表明・保証する。本契約締結後、これに違反することが明らかとなった場合、甲は、乙に対し何ら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、甲は乙に対し、乙より受領した委託費用の返還等何らの支払義務を負わない。
4. 乙は、丙の名の決定後、丙の氏名を、別途所定の方法で速やかに甲に通知する。但し、かかる通知がなされないことにより、本契約の効力は何らの影響を受けない。
5. 多胎妊娠による出産であって、乙が甲に多胎児分のさい帯血採取・分離・保管を依頼する場合、多胎児複数名それぞれにつき契約を締結するものとする。
6. 本契約における丙親権者としての乙の権利は、丙が成年に達した後は、丙により行使されるものとする。
7. 本契約において、乙の書面による意思表示には、ファクシミリまたは電子メールによる送信によるものを含むものとし、甲の受信機により当該書面が受信された時点をもって、民法第97条第1項にいう意思表示の到達時とみなす。但し、乙は送信後遅滞なく当該書面の原本を郵送その他の方法で甲に送付するものとし、かかる送付が行われなかった場合には、ファクシミリまたは電子メールによる意思表示の不到達の不利益は乙が負担する。
8. 本契約の内容に基づき、甲が乙に返還すべき委託費用の一部または全部には、利息を付さない。
9. 本契約の内容に関し甲乙間で疑義、解釈の相違が生じた際は、当事者は誠意をもって協議し、解決するよう努力するものとする。
10. 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
11. 各当事者間の合意は本契約書にすべて記載されており他には存在しないことを確認する。
12. 乙は、本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から乙が選択した方法にて甲に支払う。なお、乙から返送された本契約書に支払方法の指定のない場合は、一括払いをもって甲は乙に請求書を発行するものとし、乙はこれに異議あるときは、直ちに希望の支払方法を甲に通知しなければならない。

以上

本契約成立の証として本契約書２通を作成し、甲乙において各１通を保管する。

20　　年　　月　　日
※記入日を必ずご記入ください

甲 ： 〒105－0001　東京都港区虎ノ門１丁目21番19号
株式会社 ステムセル研究所
代表取締役社長　 清 水 崇 文
フリーダイヤル: 0120-346-257　FAX: 03-6811-3240　E-MAIL:stemcell@stemcell.co.jp

乙 ：

住　所	〒　　－							
フリガナ 契約者氏名 携帯電話番号も 必ずご記入ください								
	（代表者） ※ご本人様の自署に限ります。				（配偶者）			
	携帯電話				携帯電話			
出産者名								
出産者の生年月日	西暦　　年　　月　　日							
電話番号	ご自宅		里帰り先 (ご実家)	（　　様方）				
Email アドレス	請求書の発行や契約に関する重要なご連絡をさせていただきますので、Email アドレスを必ずご記入ください。 @ ☐　ステムセル研究所より、さい帯血情報等のご案内メールを受信することを希望しません（なお、左記のボックスにチェックがない場合は、ステムセル研究所からのさい帯血情報等のご案内メールを受信することに同意したものとみなします）。							
ご希望保管年数	右の年数から、さい帯血/さい帯同一の保管年数をご選択（〇）ください　　5 年　・　10 年　・　20 年							
お支払方法 1 つをご選択（〇）ください。 ご出産後、請求書を 発行いたします。	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	一括銀行振込	クレジットカード	12 回分割	24 回分割	36 回分割	48 回分割	60 回分割	120 回分割
	※口座振替　手続きは不要です		口座振替（自動引落）　※口座振替　手続きが必要です				※5 年保管の場合、120 回分割はご選択いただけません	
本契約における個人情報の提供につき、第 17 条の内容に同意の上、署名します。								

料金表

※以前当社に保管をされたことのあるかたは、30,000 円(税込)割引適用となります。
※お支払い方法で1回払いを選択されたかたは、一括払い割引が適用となります。W ホーププランは 20,000 円(税込)割引です。
※分割払い(口座振替)を選択した場合、分割手数料は弊社にて負担いたします。

W ホーププラン：さい帯血とさい帯をセットで継続的に保管するプラン　　（税込）

保管年数	処理費用	作業費用	検査関連費用	初期登録費用	保管費用	委託費用（合計）
5 年	236,600 円	32,000 円	33,000 円	44,000 円	66,000 円	計 411,600 円
10 年					132,000 円	計 477,600 円
20 年					264,000 円	計 609,600 円

出産時に、さい帯血とさい帯の両方を採取し保管いたします。
さい帯血とさい帯のどちらか一方が保管できなかった場合、ONE ホーププランとなり、ONE ホーププランの料金が適用となります。
その際、キャンセルはできません。

SC-74-202508
（2025 年 8 月 20 日改訂）

さい帯

さい帯保管委託契約書

〈 W ホーププラン 〉

株式会社　ステムセル研究所

さい帯保管委託契約

株式会社ステムセル研究所（以下、「甲」という）と

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という）とは、乙または乙の配偶者の出産（以下、出産後の子を「丙」といい、多胎妊娠による出産の場合には、複数名の子のうち特定の1名を指して「丙」という）を条件として、甲と丙の法定代理人親権者の代表としての乙（以下、「丙親権者」という）との間で、以下のとおり合意し、さい帯保管委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　（本契約の目的、さい帯の所有権およびさい帯の取扱い）

1. 本契約は、丙のさい帯（以下に定義する）を、利用しうるようにするため、必要な技術・設備を有する甲において処理（以下に定義する）・保管することを目的とする。
2. 甲と乙は、さい帯の所有権が丙に帰属することを確認する。乙が甲に対してさい帯の保管・移動・処分・引渡し・その他契約関連事項等に関する指示を行う場合、乙またはこの配偶者は丙親権者としてこれを行うものとし、甲はその指示に従うものとする。
3. 本契約に基づくさい帯の採取ならびに処理、保管および引渡等は、乙の意思を尊重し、本契約の条項に従い行われるものとする。

第2条　（定義）

1. 本契約において「さい帯」とは、丙の出生の際に採取されたさい帯組織をいう。
2. 本契約において「処理」とは、無菌的な環境下での、さい帯組織の凍結保管に必要な操作をいう。
3. 本契約において「母体血」とは、丙の出生の直前または直後に採取される丙の母親の血液をいう。
4. 本契約において「採取者」とは、乙またはこの配偶者の出産に係わる医師または医師のいない施設（助産所等）における助産師をいう。

第3条　（さい帯および母体血の採取ならびに運搬）

1. さい帯および母体血の採取は、採取者または採取者の指示の下に補佐する医療従事者が行う。
2. 甲は、乙に対し、採取者の了解の下、さい帯および母体血の採取や処理・保管について説明し、甲が別途用意した、依頼書による乙の事前の同意をえなければならない。
3. 乙は、出産後速やかに、乙または乙の配偶者が出産した病院、診療所もしくは助産所または乙の親族（以下、「乙の親族等」という）から、出産した旨を甲に連絡する。甲は、さい帯および母体血が、採取後直ちに、安全かつ迅速な方法で、細胞処理センターに運搬されるように手配する。

第4条　（さい帯の処理）

1. 甲は、細胞処理センターにおいて、さい帯を、その時点で有効かつ安全と判断される条件下で、速やかに処理する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、厚生労働省および学会等から公表されるガイドライン（案を含む）が存在する場合、少なくともそれに準拠する条件をいう。処理は出産から原則として48時間以内に開始する。

第5条　（さい帯の長期保管）

1. 甲は、前条第1項に基づいて処理されたさい帯を、その時点において有効かつ安全と判断される条件下で冷凍し、細胞保管センターにて超低温下で長期保管する。
2. 前項にいう有効かつ安全と判断される条件とは、前条第2項所定の条件をいう。
3. 甲は、乙に対して、さい帯が、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断された場合、「さい帯保管報告書」をもって乙に報告する。

第6条　（本契約に係る委託料）

1. 乙は、甲に対し、新生児1人につき、本契約に掲げるさい帯採取に係る費用、さい帯の処理等に係る費用、その他の契約締結と履行に必要な経費を含む諸経費（さい帯血の運搬費を含む。以下、「処理費用」という）ならびに母体血の検査に係る費用（以下、「検査関連費用」という）、保管に係る登録手数料を含む初期費用（以下、「初期登録費用」という）および保管年数に応じた保管費用（以下、「保管費用」という）の合計金額（以下、処理費用、検査関連費用、初期登録費用、保管費用を併せて「委託費用」という）を支払うものとする。なお、委託費用の支払方法については本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から、乙が選択して第18条第12項に基づき、本契約所定欄に記入するものとする。
2. 乙は、甲に対して、前項により支払うべき金額を、甲の定めた保管基準に基づきさい帯を保管することができると甲が判断した後に甲が乙に対して送付する「請求書」記載の期限までに、前項で定めた支払方法により支払う。

第7条　（契約期間および契約更新）

1. 本契約は、丙の出生の日より効力を生じ、その期間は本契約書「ご希望保管年数」記載の各年数の中から、乙が選択して本契約所定欄に記入した期間とする。
   本契約は、本契約に定める解除事由及び終了事由を除いて終了せず、中途解約することはできない。
2. 乙は、甲から契約の更新に係る通知があった日から契約期間満了の前日までに、電磁的方法または書面により本契約の更新を請求することができる。甲は、契約期間満了1ヶ月前までに当該時点で甲に登録されている乙の通知先宛に、契約期間満了日、契約を更新しうる旨、および更新後の更新契約料の金額ならびに支払期限等について記載した書面を送付する。
3. 前項所定の通知先は、当初下記の乙の住所とする。乙は、通知先の変更を希望する場合には、甲に対し変更後の通知先を届け出る。甲は、通知先の変更の届出のあった場合には、新たな乙の通知先を登録するものとする。当該通知先（変更の届出があった場合は変更後の通知先）に所定の各書面を発送すれば、その不到達の責めを負わないものとする。
4. 更新後の契約については、改めて、甲が別に用意するさい帯保管更新委託契約書を締結するものとする。
5. 乙は、前三項に準じ、再度契約の更新を請求することができ、以下同様とする。

第8条　（さい帯の引渡）

1. 乙は、甲に対し、保管証書および甲所定の書面にてさい帯の全部または一部の引渡を請求できる。但し、当該請求が違法な目的でなされた場合には、甲は当該請求に係る引渡を拒むことができる。
2. 甲の乙に対するさい帯の全部または一部の引渡は、甲が設置する倫理委員会において審議され、承認を得た上で行うものとする。なお、当該引渡の後、第1項の引渡請求が違法な目的でなされたことが判明した場合においても、甲は何らの責任を負わない。
3. 甲は、第1項所定の引渡請求があり、前項の承認があった場合、当該さい帯が請求者の指定する日本国内の医療機関等に安全かつ迅速に運搬されるよう手配する。
4. 前項の運搬にかかる経費は乙の負担とする。但し、丙の疾患の治療を目的とする運搬にかかる経費は無償とし甲の負担とする。

第9条　（解除および返戻金等）

1. 乙の支払義務の全部または一部が履行されない場合、甲は、相当期間を定めた催告後、書面により本契約を解除できる。この場合、甲は、乙に対し受領した委託費用の返還義務を負わない。
2. 甲は、本契約期間中に本契約にかかわるさい帯血ならびにさい帯保管委託契約事業の運営を維持することが経済的・医療技術上の観点等から困難と判断する場合には、乙に3ヶ月の猶予期間を与えて書面により本契約を解除できる。
3. 甲は、以下の所定の事由が生じた場合、本契約を解除することができる。甲は、かかる事由が生じた旨を遅滞なく乙に通知しなければならない。
   1）さい帯を採取できなかった場合
   2）さい帯につき甲の定めた保管基準に基づき保管することができないと甲が思料するとき（第3条第3項に規定する乙の親族等からの連絡が遅れたなどの理由により、第4条に規定する有効かつ安全と判断される状況下でのさい帯の処理を実施できなかった場合を含む）
   3）乙が本契約においてONEホーププランのさい帯血保管優先を希望した場合であって、さい帯血保管委託契約に基づき、さい帯血中のステムセルが甲の定めた規定値以上の量を有し、甲の定めた保管基準に基づき保管することができると判断されたとき
4. 第2項の規定により解除された場合、甲は、乙に対し、解除の意思表示の到達日以降の分として受領した保管費用から第11条第2項第1号区分②に従い返還する。
5. 第3項の規定により本契約が解除された場合、乙は甲に対して本契約に定める委託費用支払義務を負わない。但し、乙が甲に既に委託費用を支払った場合は、甲はそれを乙に全額返戻するものとする。

第10条　（休廃業時の本契約の効力）

1. 甲が、自らが行う、本契約に基づくさい帯の採取ならびに処理、保管および引渡等の業務（以下、「さい帯取扱事業」という）の全部を休止し、またはさい帯取扱事業を廃止した場合には、当該事業の全部の休止、または廃止の年月日において本契約は終了するものとみなす。
2. 甲が、自らが行うさい帯取扱事業の一部を休止した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
3. 前二項の規定により本契約が終了または解除された場合、甲は、乙に対し、受領した保管費用の年割額を返還するものとする。

第11条　（契約の終了および返戻金等）

1. 本契約は以下の各事由のいずれかが生じた場合には当然に終了する。
   1）丙が死亡した場合
   2）さい帯が全部滅失した場合(全部使用された場合を含む)
   　なお、一部滅失（一部使用された場合を含む）の場合には、本契約は存続するものとする。
2. 前項の事由により本契約が終了した場合において、甲は、丙の相続人（前項第1号の場合）または乙（前項第2号の場合）に対し、以下の各号の区分に従い、本契約締結後当該時点までに乙より受領した委託費用または保管費用に対する各号所定の割合の金額を返還または支払う。但し、ここでいう年割とは、契約期間のうち1年未満を切り上げる方式により経過年数を計算し、保管費用のうち経過年数に対応する部分を控除した残額を返還する方法をいう。
   1）丙の死亡又はステムセルの全部滅失が
   ① 出生の日より3日以内である場合……受領した委託費用の全額を返還する。
   ② 出生の日より4日以降である場合……受領した保管費用の年割を返還する。
3. 第1項第1号所定の事由が生じた場合、乙は甲に対し、遅やかにその旨を書面で通知しなければならない。
4. 第1項第2号所定の事由が生じた場合、甲は乙に対し、遅やかにその旨を書面で通知しなければならない。
5. 第1項第1号の規定にかかわらず、乙が甲に対し、丙の死亡後3ヶ月以内に書面により本契約の継続を希望した場合は、甲と乙とは覚書を締結するものとする。
6. 本契約に定める場合を除き、その理由の如何を問わず、甲は、本契約締結後に乙より受領した委託費用の返還義務を負わない。

第12条　（本契約終了時のさい帯の取扱い）

1. 本契約が終了する場合には、甲は乙に対し、電磁的方法または書面により、甲が保管するさい帯を乙に引渡し（乙の意思により当該さい帯を甲から他のさい帯取扱事業またはさい帯血取扱事業を行う者へ直接引渡す場合を含む。）または廃棄するかについて意思確認をし、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を取得しなければならない。ただし、第9条第3項第2号及び第3号に基づき、本契約が終了する場合には、甲は、乙の電磁的方法または書面による同意を取得せずに、甲が保管するさい帯を廃棄することができるものとする。
2. 甲は、前項の規定による意思確認をすることができない場合には、本契約終了の時から1年経過後直ちに廃棄するものとする。
3. 前二項の規定にかかわらず、甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意を得た場合には、本契約の終了後も、甲が保管するさい帯を研究その他の目的のために利用し、または第三者に提供することができる。
4. 前項の乙の同意を取得した場合においては、甲は、利用または提供の目的、方法、利用場所、提供先および時期等について、適切な手段を用いて公開しなければならない。
5. 甲は、本条の規定に基づきさい帯を引渡し、廃棄し、利用し、または提供した場合、当該処置を行ったことを証する書面を作成し、乙に対して送付するものとする。

第13条　（免責および補償金）

第9条から第11条に基づき本契約が終了、または、ステムセルが一部滅失したことにより、乙がさい帯を利用することができなかったとしても、甲は、第9条から第11条に定める委託費用または保管費用相当額の支払以外の支払義務を負わず、甲は乙ないし丙に対して免責されるものとする。

第14条　（秘密保持義務）

1. 甲は本契約に基づく業務に関して乙から提供された資料および本契約締結の結果得られた情報について、乙の事前の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。但し、甲は、さい帯に係る情報を乙および丙が特定されないよう加工したうえで、日本国内または海外における研究に利用し、開示することにつき、乙は予め承諾するものとする。
2. 甲は、前項本文の資料および情報を、本契約終了後3年間に限り、保管するものとする。ただし、甲は、本契約終了後3年間経過後においても、乙による廃棄の要求がない限り、継続して保管することができるものとする。
3. 甲は、第1項本文の資料および情報を保管している限り、乙の要求に従い、当該情報を必要な限度で開示するものとする。

第15条　（目的外利用の禁止）

1. 甲は、乙の電磁的方法または書面による事前の同意なしに、さい帯を第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に使用し、第三者に提供し、または第三者に保管させてはならない。
2. 保管しているさい帯について、甲が第1条所定の目的以外の目的（研究または公共目的等）に寄与すると判断する場合は、甲は、乙にその目的外利用の承諾を申し入れることがある。
3. 前項の甲の申入れについて、乙は当然の権利として拒否することができる。また、拒否したことにより乙および丙は不利益を受けることはない。
4. 第2項の甲の申入れについて、乙が承諾する際は、甲が作成する書面により、別途その内容を取り決めるものとする。
5. 甲は、この電磁的方法または書面による事前の同意なしに、本契約に規定するさい帯の保管または引渡のために必要な場合を除き、さい帯を加工してはならない。

第16条　（基準）

1. さい帯等に関する厚生労働省等、国および公共機関によるガイドラインの策定、品質管理等の規格、表示などが実施された際は、甲はその基準に則り、必要な技術・設備等の水準の改善向上を図るよう努力する。
2. 甲は、本契約に基づきさい帯の保管基準を定め、必要に応じこれを見直すことができる。乙はこれらに対し異議を述べることはできない。

第17条　（個人情報の提供）

1. 甲は本契約締結時に乙から提供された個人情報について、さい帯の採取・処理・保管・管理・研究を適切に行うため利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、当該個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
2. 前項の個人情報の取扱いについて、甲は外部へ委託することがある。委託にあたっては委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を甲は行うものとする。
3. 乙が甲に対して個人情報を提供することは任意である。ただし、乙が個人情報を提供しない場合には、甲が本契約に基づく義務の履行ができないことにつき、何らの責任を負わない。
4. 甲は、第14条第2項の規定にかかわらず、第1項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等の請求等」という）の求めを受け付ける。本人はその手続について、個人情報苦情および相談窓口へ連絡して行う。ただし、法令等に基づく場合は、甲が開示等の請求等に応じない場合があることを乙は予め承諾するものとする。
   ＜個人情報苦情および相談窓口＞
   株式会社ステムセル研究所　個人情報保護管理者
   〒105-0001　東京都港区虎ノ門1-21-19
   電話番号：03-6811-3230

第18条　（その他）

1.本契約締結時において乙が婚姻中の場合、乙は甲に対し、丙親権者の代表として本契約を締結することにつき必要な配偶者の同　意を取得していることを保証し、かかる同意の不存在により甲が被る一切の損害についてその責めに任ずる。本契約における丙親権者としての乙の権利または義務は、乙または乙の配偶者が行使しまたは負担する。また、乙または乙の配偶者が親権を喪失（親権の停止、辞任を含む）した場合には当該喪失した者は、本契約につき何らの権利義務を負わない。乙は丙の親権を喪失した場合直ちにその旨を甲に届け出るものとし、この届出の不存在により甲が被る一切の損害についてその責めに任ずる。
2.本契約を締結後、乙またはこの配偶者が、以降に出生する子につき甲との間でさい帯保管委託契約を締結した場合には、本契約に基づく甲の乙に対する通知等は、原則として、最新の甲と乙またはこの配偶者との契約に基づく通知等をもって行ったものとする。
3.乙は、乙および乙の配偶者が、暴力団、総会屋またはこれらに準ずる者の構成員ではないことを表明・保証する。本契約締結後、これに違反することが明らかとなった場合、甲は、乙に対し何ら催告することなく、本契約を解約することができる。この場合、　甲は乙に対し、乙より受領した委託費用の返還等何らの支払義務を負わない。
4.乙は、丙の名の決定後、丙の氏名を、別途所定の方法で速やかに甲に通知する。但し、かかる通知がなされないことにより、本契約の効力は何らの影響を受けない。
5.多胎妊娠による出産であって、乙が甲に多胎児分のさい帯採取・処理・保管を依頼する場合、多胎児複数名それぞれにつき契約を締結するものとする。
6.本契約における丙親権者としての乙の権利は、丙が成年に達した後は、丙により行使されるものとする。
7.本契約において、乙の書面による意思表示には、ファクシミリまたは電子メールによる送信によるものを含むものし、甲の受信機により当該書面が受信された時点をもって、民法第97条第1項にいう意思表示の到達時とみなす。但し、乙は送信後遅滞なく当該書面の原本を郵送その他の方法で甲に送付するものとし、かかる送付が行われなかった場合には、ファクシミリまたは電子メールによる意思表示の不到達の不利益は乙が負担する。
8.本契約の内容に基づき、甲が乙に返還すべき委託費用の一部または全部には、利息を付さない。
9.本契約の内容に関し甲乙間で疑義、解釈の相違が生じた際は、当事者は誠意をもって協議し、解決するよう努力するものとする。
10. 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。
11. さい帯に関する各当事者間の合意は本契約書にすべて記載されており他には存在しないことを確認する。
12. 乙は、本契約書「お支払方法」記載の各支払方法の中から乙が選択した方法にて甲に支払う。なお、乙から返送された本契約書に支払方法の指定のない場合は、一括払いをもって甲は乙に請求書を発行するものとし、乙はこれに異議あるときは、直ちに希望の支払方法を甲に通知しなければならない。

以上

重　要

依頼書（同意書）

20＿＿年＿＿月＿＿日
(ご出産施設へご提出分)

（医療機関名または助産所名等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

私（依頼者）は、㈱ステムセル研究所との「さい帯血分離保管委託契約書」および「さい帯保管委託契約書」の締結に際し、下記内容につき㈱ステムセル研究所から説明を受け、当該内容および裏面の注意事項について理解し同意しましたので、貴殿に対し、さい帯血・さい帯および母体血の採取を依頼いたします。

記

1. 依頼内容：　さい帯血・さい帯および母体血の採取

2. 採取における同意事項

さい帯血・さい帯および母体血の採取（採血）については、出産に係わる貴殿の担当医師（非常勤医含む）もしくは担当助産師またはこれらの者の指示の下に補佐する医療従事者が行うことについて理解し同意いたします。
なお、次のいかなる場合においても上記採取者に対し、一切の責任を問わないことといたします。

1) さい帯血・さい帯の採取が出来なかった場合
2) 処理したさい帯血もしくはさい帯またはその両方が保管基準に達しなかった場合
3) さい帯血に関する一般細菌検査において結果が陽性であった場合
4) 医療上の判断により、母体血につき規定量が採取できなかった場合
5) 採取後のさい帯血・さい帯および母体血に毀損・紛失・盗難等が生じた場合

3. 使用における同意事項

㈱ステムセル研究所に保管されたさい帯血およびさい帯の使用については、使用者（医師等）がその目的や品質を慎重に検討されたうえで判断されます。従いまして、私の出産後の子の保管されたさい帯血およびさい帯が使用されない場合があることについて理解し同意いたします。
また、本書が提出される時点で未確定の事項（採取者・使用目的・使用施設）については、保管されたさい帯血およびさい帯の使用時に、㈱ステムセル研究所より説明がなされた上で、その使用に関して必要な手続きが行なわれることについて理解し同意いたします。

以上

＊なお、依頼者および依頼者の出産後の子の個人情報の取扱いについて、裏面記載の内容を確認しております。

●出産予定日：20＿＿年＿＿月＿＿日

●診察券番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

依頼者
(出産者)

郵便番号 ＿＿＿—＿＿＿＿　電話番号（　　）　　—

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

都合により出産者本人が記入できない場合の代理人（配偶者または親族に限る）

（代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞ ）

※　代理人は、出産者から上記さい帯血・さい帯および母体血採取の依頼につき代理権が授与され同意する権限を有し、また本書類の内容について㈱ステムセル研究所より十分な説明を受け、理解している事を証する。

【さい帯血・さい帯用】

さい帯血の検査について

1. 採取されたさい帯血から必要な細胞の数や品質上の判断を的確に行うために、㈱ステムセル研究所は保管前にさい帯血の検査を実施いたします。**検査項目は、ABO/Rh 式血液型、総有核細胞数（CD45 陽性細胞数）、細胞生存率（CD45 陽性細胞生存率）、造血幹細胞数（CD34 陽性細胞数）、有核赤血球数、無菌検査（好気性菌・嫌気性菌・真菌培養）です。**
2. さい帯血は未熟な細胞のため、ABO/Rh 式血液型検査では、正確な検査結果が出ない場合があります。あくまでも参考値となります。

母体血の採取について

1. さい帯血・さい帯の採取・保管・将来の利用に際し、そのさい帯血・さい帯の品質を担保する目的として、㈱ステムセル研究所は新生児の母親の健康調査（家族の病歴・治療歴も含む）および出産前後に採取される母体血による感染症検査を行います。対象となる感染症は、肝炎ウイルス（HBV、HCV）、エイズウイルス（HIV－1/2）、ヒト T 細胞白血病ウイルス（HTLV－1/2）、サイトメガロウイルス、梅毒です。
2. 母体血の採取（採血）において、医療上の判断により出産日から前後 7 日間以外で採血した場合、その検査結果は AABB（血液・バイオセラピー振興協会）の推奨する基準に適合しないが、さい帯血の保管の可否には影響しません。
3. 上記において採血された母体血については、感染症検査以外の他の目的（遺伝子情報の検査等）に一切使用いたしません。

母体血採取に関する重要事項

1. 母体血採取について－血液検査に必要な手技－

母体血採取（採血）は、病気の診断、病状の把握を行うために必須な医療行為です。体の中を流れている血液を検査のために採取します。採血は基本的に安全性の高い手技ですが、稀に合併症（併発症）が起きることがあります。

2. 採血を受けられる方へのお願い

採血を行なう医療機関および採血者は、安全かつ間違いが起こらないために以下のことを確認させていただきます。

・ご本人確認を行ないます。「採血取り間違い防止」のため、ご自身の姓名を名乗っていただいております。
・採血時にご気分の悪くなられる方、消毒薬（アルコール）や手袋（ラテックスなど）にアレルギーをお持ちの方、血液透析中の方、乳房切除手術を受けられた方、その他採血に関してご希望・ご不安な点のある方は採血者にお申し出ください。円滑な採血の施行には、被採血者のご協力も必要となりますことを何卒ご理解ください。

3. 採血に伴う合併症について

採血は、基本的には安全な手技であり合併症の頻度は極めて少なく、また軽症なものが多いとされております。しかしごく稀に、次のような健康被害を生じるとの報告があります。

・止血困難、皮下血腫（穿刺後の不十分な止血操作などが主な原因です。十分な圧迫止血をしていただきますようお願いいたします。）
・アレルギー（採血時の消毒薬やスタッフの手袋（ラテックス）などでかゆみ、発疹を初めとするアレルギー症状が出現することがあります。）
・神経損傷（採血後に手指へ拡がる痛み、しびれなどが生じ、一定時間が経過した後も持続します。約 1 万～10 万回の採血に 1 回の頻度で起こるとされています。皮膚表層近くの神経は個人差が大きいため、神経損傷を 100%防止することはできませんが、通常の採血では、太い神経の断裂などの可能性は低く、損傷は軽度で症状は軽く一時的な場合がほとんどです。）
・血管迷走神経反応（心理的に緊張、不安が強いと起こりやすいとされ、採血前に起こることもあります。神経が興奮し、急激に血圧が下がるため、めまい・気分不快感・意識消失などをひきおこします。報告によりさまざまですが、0.01%～1%の頻度で起こるとされています。）

個人情報の取扱いに関する重要事項

1. ステムセル研究所（以下「甲」という）は本契約締結時に出産者およびその配偶者（以下、これらの者を総称して「乙」という）から提供された個人情報について、さい帯血・さい帯の採取・分離または処理・保管・管理・研究を適切に行うため利用するものとし、法令等に基づく場合を除いて、当該個人情報を乙の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
2. 前項の個人情報の取扱いについて、甲は外部へ委託することがある。甲は、委託にあたっては委託先における個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
3. 乙が甲に対して個人情報を提供することは任意である。ただし、乙が個人情報を提供しない場合には、甲は、甲が本契約に基づく義務の履行ができないことにつき、何らの責任を負わない。
4. 甲は、第 1 項の個人情報に関する利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」という）の求めを受け付ける。乙はその手続について、個人情報苦情および相談窓口へ連絡して行う。ただし、乙は、法令等に基づく場合は、甲が開示等に応じない場合があることを予め承諾するものとする。

＜個人情報苦情および相談窓口＞
株式会社ステムセル研究所　個人情報保護管理者
〒105-0001　東京都港区虎ノ門 1-21-19
電話番号：03-6811-3230